

## 議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和3年3月18日（木）

午後4時16分 開会

午後4時46分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（9名）

委員長	伊波一男
委員	山城康弘
委員	米須清正
委員	呉屋 等
委員	岸本一徳

副委員長	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	知名康司
委員	桃原 朗
委員	—

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（1名）

委員	桃原 功
----	------

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（2名）

議会改革に関する 調査特別委員長	石川 慶
---------------------	------

タブレット端末 に関する小委員長	宮城政司
---------------------	------

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局長	東川上 芳光
議事係長	平田 駒子

課長	仲村 厚子
担当主査	大城 拓也

○ 協議案件

1. 宜野湾市議会会議規則の一部を改正する規則について
2. その他

# 議会運営委員会（要旨）

令和3年3月18日（木）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後4時16分）

---

## 【協議事項】

### 宜野湾市議会会議規則の一部を改正する規則について

○伊波一男 委員長 全国市議会議長会会長より各市議会議長宛てに「標準市議会会議規則の一部改正について」と題した通知がある。それに伴い、本市議会会議規則の改正案を議会事務局にて作成しており、事務局長から説明いたさせたい。

○議会事務局 資料により説明したい。

（議会事務局長より「資料1～4」を説明する）

○伊波一男 委員長 質疑等あれば挙手いただきたい。

○呉屋等 委員 条例は議決事項と理解するが、当局が定める規則は議決事項ではないと思われる。会議規則と当局の規則とはどう違うのか。なぜ、本会議へ上程する必要があるのか。

○議会事務局 会議規則については、議決により会議の運営に関する一般的な手続き及び内部規定等を定めた規則のことをいうとされており、地方自治法120条でも議会の議決を経ることとされていることから、議会へ上程するものである。

○呉屋等 委員 当局が定める規則も上程が必要なのか。会議規則との違いは何か。

○議会事務局 当局が定める規則とは別のものであり、会議規則は地方自治法120条において地方公共団体の議会は会議規則を定めることと規定されている根拠において議決を経て制定することとされている。それに基づき、一部改正するためには当然議決が必要であることが実務提要にも記載されている。

○呉屋等 委員 当局の定めている規則とは別と理解した。

○伊波一男 委員長 他にあれば挙手願いたい。

○知名康司 委員 改正案の請願書の記載事項等に関する箇所について、「記名押印」とはどういうことか。

○議会事務局長 署名は自署で行うことであり、記名とは代筆も含まれるものである。障害等により自署ができない場合などが想定される。また、記名はパソコン等の印刷による印字表記のこともあり、その際は押印も行うこととしている。

○知念秀明 委員 本件は、持ち帰り検討とすることを希望する。

○伊波一男 委員長 まず、会議規則の一部改正については、今定例会中に取り扱うことでよいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 改正案については、各会派へ持ち帰り検討することとしてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 検討結果については、3月24日（水）の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見集約してまいりたいがよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 今後の流れとしては、3月24日（水）に改正案について協議し承認された場合、3月26日（金）本会議最終日の冒頭に上程し、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決する流れとなる。このように進めてよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

#### 【協議結果】

会議規則の一部改正案について、各会派へ持ち帰り検討し、次回3月24日（水）の委員会にて意見集約することとなった。

---

#### 【協議事項】

その他（タブレット端末取扱い基準の制定について）

○伊波一男 委員長 議会改革に関する調査特別委員会の石川慶委員長より、タブレット端末導入について報告があるとのことである。報告していただくことでよいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 石川委員長よりお願いいたしたい。

○石川慶 議会改革に関する調査特別委員長 本日は、タブレット端末導入について具体的に調査検討を行っている「タブレット端末導入に関する小委員会」の宮城政司委員長も同席のもと、私から導入に係る経過、進捗を説明し、「タブレット端末機取扱い基準」の提案説明を行いたい。

（議会改革に関する調査特別委員会委員長より、提案説明を行う）

○石川慶 議会改革に関する調査特別委員長 取扱い基準については、議会改革特別委員会において、各会派持ち帰り検討した結果決定した案であるため、各委員の意見は反映されていると思われるが、現行のタブレットに関する申し合わせの廃止とともに、本使用基準を制定する必要があるとあり、改めて議会運営委員会へお諮りするものである。

施行は、4月1日とし、同日に申し合わせも廃止とすることを提案する。

○伊波一男 委員長 本件について、質疑等あれば伺いたい。

(「進行」という者あり)

○伊波一男 委員長 タブレット端末機使用基準について、案のとおり定めることを了承してよいか。

(「異議なし」という者あり)

### 【協議結果】

タブレット端末機使用基準について、議会改革に関する調査特別委員会が作成した案のとおり決定した。

---

### 【協議事項】

その他

○呉屋等 委員 議場の赤じゅうたんが汚れており、靴からの感染防止対策の観点から、清掃していただきたい。

○議会事務局 本会議前には一度、掃除機等による清掃を行っているが、再度、取りかかってまいりたい。

○米須清正 委員 議員が使用する駐車場は水道局の裏側となっているが、込み合っている。本庁舎の来客駐車場は拡張により、空きがあるように見受けられるので、本定例会に限り使用できないか。

○議会事務局 現在、議員駐車場としては、J A裏の教育委員会駐車場を使用しており、最近は込み合っている状況であったが、総務課へ教育員会と調整し、整理するよう依頼したところである。引き続き、そちらの使用をお願いしたい。

---

○伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻 (午後4時46分)